

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

(国土交通省)

制度名	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>以下の特例措置を創設する。</p> <p>人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画（仮称）の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みを検討中。</p> <p>本枠組みの下、地方公共団体等が作成した街区防災計画（仮称）の区域内において耐震改修工事を実施した特定建築物（耐震改修促進法第6条に該当する建築物）について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲191百万円 (一 百万円)	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号） ○国土交通省 政策評価体系 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 73 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 90%（平成 27 年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 90%（平成 27 年度）
	政策目標の達成状況		
			<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 約 80%（平成 20 年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成 24 年度 56 件 平成 25 年度 50 件</p>
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、平成 27 年度における耐震化率 9 割の達成に資する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 24 年度当初 社会資本整備総合交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業について、戸建て住宅の耐震改修における交付限度額の見直し、民間事業者が実施する緊急輸送道路沿道建築物等の耐震診断の交付率の引上げを要求中。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置は、建築物の所有者等に補助等を行う地方公共団体に対して交付金により支援するものであり、約 9 割の地方公共団体で補助制度が整備されていない現状において、その効果はかなり限定的であるが、本税制の創設により、地域に限らず、事業用建築物の耐震改修の促進を支援することが可能となる。

	要望の措置の妥当性	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>事業用建築物については、 平成8年度：耐震改修法関連特別措置（→ 平成11年度廃止）</p> <p>平成17年度：要望 平成18年度：再要望 平成20年度：延長要望 平成22年度：延長要望（→ 廃止）</p>	